

## 第2期 東白川村農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年4月1日

東白川村農業委員会 会長 今井俊郎

### 記

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 東白川村農業の現況について

農業委員会等に関する法律（昭和26農業委員会等に関する法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。東白川村は、加茂郡の最東端にあつて東西14km、南北11km、面積8,711ha、標高340m（役場所在地）。東北に高く南西に傾斜し、その周囲を山々に囲まれた中山間地域となっている。

主な生産物としては緑茶や夏秋トマト、肉用牛などがあり、特に緑茶は高級緑茶「美濃白川茶」として好評を博している。また、アスパラガス・自然薯・大蒜・ヘーゼルナッツの振興に力を入れており、特に大蒜・ヘーゼルナッツは東白川村農業委員会の振興作物にも位置付けられている。

農業就業状態は総農家戸数136戸の内、専業農家、第1種兼業農家は24戸で約18%である。農地を所有する世帯は460戸であり、1戸当り平均所有農地面積は約53aであるが、大半が林業との複合経営や他産業との兼業で、農外収入に依存する度合は高く、農地を所有するだけの農家もある。また、高齢化や転出などによる人材不足に加え、米・緑茶などの価格低迷に伴う農家離れにより、農家数の減少と遊休農地の増加が危惧されている。

##### 2 指針の構成と見直し時期について

本指針は、上記の状況を踏まえながら、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、東白川村における農地利用の将来ビジョンを描くものである。第1期は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間として計画・実行した。具体的には、「農地等の利用の最適化の推進」のため「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3つについて、数値目標とその目標達成に向けた具体的な推進の方法を定め、単年度ごとに活動計画を立てながら実行していった。第2期では「新たな」農地利用最適化推進を目指し、計画・実行していくものとする。

また、第2期の期間は、「東白川村第6次総合計画（前期基本計画）」の期間にあわせ令和8年度末までとし、必要に応じて検証又は見直しを行うこととする。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

高齢化等による離農が進んでいることもあり、村内の遊休農地は平成29年度から令和3年度までの5年間で、0.37ha増加している（目標：5haの減少）。第2期においては、単年度解消目標面積を0.5ha、新規発見面積を0.02haとし、令和8年度までの5年間で、遊休農地1.0haの純減を目指す。

	管内農地面積	遊休農地解消面積	遊休農地発見面積	遊休農地面積
作成時の現状現状 (令和4年4月1日)	267	—	—	2.39
目標 (令和8年3月31日)	267	0.5	0.02	0

注)管内の農地面積は農地台帳における集計値に基づく

注)遊休農地面積は、毎年11月に取りまとめている農地パトロール結果に基づく。

#### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 日常的な農地の見守りや、毎年8～9月頃に行われる農地パトロール等による農地利用状況の調査。
- 人・農地プランの話し合いへの参加による農地情報の収集及び情報提供。
- 農地利用状況の調査に基づく利用意向調査。
- 貸出希望農地・借受希望者の掘り起こしとリスト化。
- 農地中間管理機構に対する積極的な協力と農地銀行活動による農地流動化の推進。

### 2 担い手への農地利用集積について

#### (1) 集積目標

平成29年度から令和3年度までの5年間で、累計51.6haまでの集積がなされた。第2期では、単年度集積目標面積を30haとし、令和8年度までの5年間で150haの集積を目指す。

	管内農地面積(ha)	集積目標面積(ha)	集積累計面積(ha)	集積率(%)
作成時の現状現状 (令和4年4月1日)	267	—	57.3	21.5
目標 (令和8年3月31日)	267	150.7	208	78

※管内農地面積は、令和3年度「耕地及び作付面積統計」より

(2) 担い手への利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 貸出希望農地・借受希望者の掘り起こしとリスト化。
- 農地中間管理機構に対する積極的な協力と農地銀行活動による農地流動化の推進。
- 地域の状況を踏まえた利用権の設定。

3 新規参入の促進について

(1) 参入目標

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で、5 経営体の新規参入がなされた（目標達成）。それを踏まえ、第 2 期では単年度参入目標を 1 経営体とし、令和 8 年度までの 5 年間で 5 経営体の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方針

- 新規参入者に対する就農支援体制を整備し、必要に応じて「農業委員会と語る会」など各種相談会等を実施して、参入しやすい環境づくりを進める。
- 役場関係部署等と連携し、就農相談の受付や各種制度活用が行いやすい体制を整備する。
- 農業経営改善スペシャリスト研修制度等の利用により、新規就農者が能率的な経営を行いやすいようにサポートする。